

矢板市建設共同企業体取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、矢板市が発注する建設工事に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）について必要な事項を定めることにより、建設工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

(活用)

第2条 共同企業体の活用は、建設業者の信用、技術、施工能力等を勘案し、技術力の結集等により、効果的施工の確保ができると認められた場合とする。

(種類)

第3条 共同企業体の種類は、次のとおりとする。

(1) 特定建設工事共同企業体

建設工事の特性に着目して、市の発注する工事毎に結成され、技術力の結集等により、効果的に工事施工が確保できると認められる共同企業体をいう。

(対象工事)

第4条 特定建設工事共同企業体対象工事は、次のとおりとする。

(1) 対象工事の種類

イ 技術的難度の高い特定建設工事（橋梁、堰、上・下水道の大規模土木構造物及び大規模建築物、大規模設備等の建設工事）

ロ その他、特殊工法を内容とすること等により地元建設業者の技術の習得の促進に寄与することを目的とする建設工事

ハ 円滑な施工を図るために技術力を結集し、共同企業体による施工が必要である建設工事

(構成員数)

第5条 共同企業体の構成員の数は、原則として2ないし3社とする。

(構成員の組合せ)

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、原則として等級格付けが矢板市建設工事請負業者選定要綱（以下「選定要綱」という。）第4条に規定するS A等級又はA等級に属する者の組合せとする。ただし、発注者が十分な施工能力を有し、施工技術上特段の必要があり、適正な共同施工が確保できると認めたときは、最上位等級がS A等級の工種についてはB等級に属する者、最上位等級がA等級の工種についてはB等級及びC等級に属する者を含めた組合せとすることができます。なお、格付けを行わない工種の構成員の組合せについては、構成員間の施工力、経営力の均衡に留意するものであること。また、その他必要な事項は、矢板市建設工事等請負者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において決定する。

(構成員の要件)

第7条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) その年度の建設工事入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

- (2) 当該建設工事に対応する許可業種につき許可後5年以上営業年数を有すること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
- (3) 原則として当該建設工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての実績を有し、かつ当該建設工事と同種の工事を施工した経験を有すること。
- (4) 当該建設工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を保有していること。

(出資比率)

第8条 共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 2社の場合30パーセント以上
- (2) 3社の場合20パーセント以上

(代表者の選定方法)

第9条 特定建設工事共同企業体の代表者は当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づく特定建設業者の許可を有する者とし、その出資比率は構成員中最大（同比率である場合を含む。）とする。

(特定建設工事の決定)

第10条 特定建設工事共同企業体へ発注する特定建設工事（以下「特定工事」という。）は、工事規模、工事内容及び難易度等を総合的に勘案のうえ、選考委員会において決定ものとする。

(特定建設工事共同企業体の結成方式等)

第11条 特定建設工事共同企業体の結成方式は、自主結成とする。

- (1) 選考委員会は、構成方法等、当該特定工事の施工に必要な特定建設工事共同企業体の結成内容を決定するものとする。
- (特定建設工事共同企業体の結成)

第12条 市長は、特定建設工事共同企業体を契約の相手方としようとするときは、あらかじめその旨及び次の各号に掲げる事項を公示し、これにより入札参加資格審査の申請を行わせるものとする。

- (1) 結成方式及び特定工事の内容
- (2) 提出書類及びその提出期限

2 特定建設工事共同企業体の構成員は、同一工事で2以上の特定建設工事共同企業体の構成員となることができない。

3 本条第1項第2号に掲げる提出書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書（別紙様式第1号）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書
- (3) 各構成員の次に掲げる書類
 - ・申請日において有効な建設業許可通知書の写し（許可通知書に代えて「建設業許可証明（確認）書」の写しを添付する場合は申請日から3か月以内に

発行されたものとする。)

- ・矢板市一般競争（指名競争）入札参加資格及び格付決定通知書の写し
- ・申請日において有効な総合評定値通知書の写し（総合評定値通知書が未着の場合は受付印の押印のある総合評定値請求書の写し）

4 委任状については、その委任内容によりその都度提出するものとする。

（特定建設工事共同企業体の建設工事入札参加資格申請手続）

第13条 建設業者が特定建設工事共同企業体を結成したときは、指定された期限

内に前条第3項に定められた書類各1部（組）を市長に提出しなければならない。

（特定建設工事共同企業体の有効期間）

第14条 市が契約した特定建設工事共同企業体の有効期間は、当該工事の完成後3か月を経過した日までとする。なお、当該有効期間満了後においても当該工事につき、契約不適合責任（種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を引き渡した場合に負う責任をいう。）がある場合には、各構成員は、連帯してその責任を負うこととする。

2 当該工事につき結成された特定建設工事共同企業体のうち契約の相手方とならなかったものの有効期間は当該工事の契約が締結されたときをもって終了するものとする。

（その他）

第15条 この要領に定めのない事項は、選定要綱及び審査要領の定めによること

とし、その他必要な事項は、市長がこれを定める。

附 則

この取扱要領は、平成23年7月19日から適用する。

附 則

この取扱要領は、平成25年2月15日から適用する。

附 則

この取扱要領は、令和4年4月1日から適用する。